

○宮崎大学農学部博物館実習運営委員会規程

〔平成27年 1月20日〕
制 定

(趣旨)

第1条 宮崎大学農学部に、博物館実習の円滑な運営を図るため、宮崎大学農学部博物館実習運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 博物館実習の企画・運営に関する事項
- (2) 実習博物館等の選定及び連絡調整に関する事項
- (3) 博物館実習の評価に関する事項
- (4) その他博物館実習に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 博物館学関係教員1人
- (2) 各学科より選出された教員各1人
- (3) 教務委員会委員1人

(委員の任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は第3条第1号及び第2号委員の互選により選出し、副委員長は第3条第3号委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(事務)

第7条 委員会の事務は、教務・学生支援係において処理する。

附 則

1 この規程は、平成27年1月20日から施行する。

2 この規程の施行後、最初に選出される委員の任期は、第4条の規程にかかわらず、平成27年3月31日までとする。